

# 山口県報

令和4年  
12月19日  
(月曜日)

## 目 次

### ○告示

家畜伝染病予防法第三十条の規定による消毒方法の実施（畜産振興課）

### 山口県告示第三百七十号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第三十条の規定により、家畜の所有者に対し、次のとおり消毒方法を実施することを命ずる。

令和四年十二月十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

#### 一 目的

高病原性鳥インフルエンザの発生を予防するため

#### 二 区域

山口県全域

#### 三 期日

令和四年十二月二十日から令和五年一月十七日まで

#### 四 実施の方法

飼養羽数が百羽以上（だちようにあつては、十羽以上）の家さん飼養農場その他家畜保健衛生所長が必要と認める家さん飼養農場の家さん舎周囲及び外縁部に消石灰等を散布する。

令和四年十二月十九日  
印刷発行

発行人  
所

山口県  
知事  
庁